

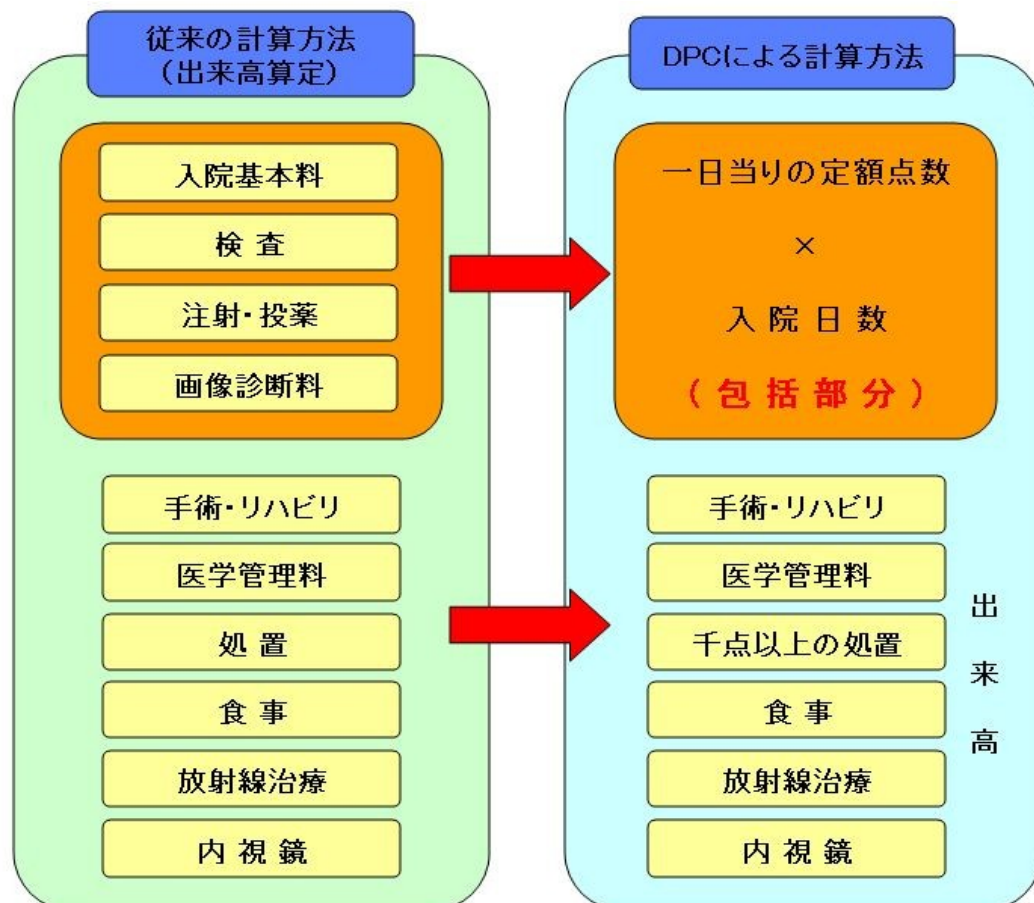
DPC 対象病院移行のお知らせ

有明病院

入院医療費の計算方法が変わります

当院は平成23年4月1日から厚生労働省からDPC対象病院として認可を受けました。これに伴って、平成23年4月1日以降に入院された患者さんについては、入院医療費の算定方法が従来の「出来高方式」から「包括方式」に変わります。

DPCとは、「Diagnosis Procedure Combination」の略で「診断群分類」を意味します。入院される患者さんの病状などをもとに手術や化学療法、処置の内容に応じて定められた1日当たりの定額の点数を基本に、医療費を計算する方式です。従来は、投薬・注射・検査などの診療行為を行った分を合計して計算する「出来高算定」方式でしたが、DPCでは1日当たりの点数が決めており、投薬・注射・検査などの診療行為はその決められた点数に包括されています。従いまして、投薬・注射・検査などの診療行為を多く行う必要があった場合でも、1日当たりの包括診療費は変わりません。ただし、手術などの医師の専門的な技術を必要とする分野は、従来の「出来高算定」方式で医療費を計算致します。



包括評価方式(DPCでの計算式)

入院医療費 = 1日当り定額点数 × 入院日数 × 医療機関別係数 + 出来高診療費
+ 食事療養費

包括支払い制度(DPC)の Q&A

↑

Q1) 入院した場合は、すべてこの制度の適用となるのですか？

A1) すべての入院患者さんに、「包括払い方式」が適用されるわけではなく、平成23年4月1日以後に入院された患者さんが対象です、3月31日以前に入院されている患者さんは、5月31日まで従来の「出来高方式」で計算します。また、抗がん剤の種類によっては、従来の「出来高払い方式」で医療費を計算するようになる場合があります。この他、治験・先進医療で入院の患者さん、DPCの期間を超えた場合や病気の種類によっては「出来高払い方式」になります。

Q2) 新しい計算方式(DPC)の対象になったら、医療費は高くなるのですか？

A2) 患者さんによって異なります。患者さんの症状や処置内容などによって多少の増減があります。

Q3) 医療費の支払い方法はどう変わりますか？

A3) 患者さんへの請求は従来の月2回の請求及び退院時請求から、月1回の請求及び退院時請求に変わります。

Q4) 高額医療費の取扱いはどうなりますか？

A4) 高額医療費制度の取扱いに関しては、これまでと変わりません。

Q5) 特定疾患(公費)を持っていますが、その時の支払いはどうなりますか？

A5) 特定疾患の病名が入院の主たる治療目的である場合は、包括評価になっても公費適用になります。

Q6) 病名が途中で変わった時はどうなりますか？

A6) 入院時から診療が進むにつれ、途中で病名が変わった(検査の結果確定した)場合は、入院初日に遡り、確定した病名で医療費の計算をやり直します。
この場合、月をまたがって入院された場合には、既にお支払いいただいた前月までの医療費について退院月で過不足を調整いたしますので、あらかじめご了承ください。